

# 日本農業新聞

## 節税への近道

13

持続的経営のために

農業やアパート経営を家族に手伝ってもらっているような場合、当然、給料を支払うことがあるだろう。この専従者給与は、経費としての存在感が大きいだけに、細かく規定が定められている。

原則として、同居の親族に対する給料やアルバイト代は必要経費にすることはできない(親族であっても、生計が別であれば必要経費として問題ない)。支払った給料を全額、必要経費とすることができる青色事業専従者と認められるには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出するのが大前提だ。さらに、「その年の12月31日時点で年齢15歳以上」「その年を通じ、原則として6カ月を超え

### 青色事業専従者の要件

- ① 青色申告の承認を受けている者と生計を一にする配偶者、その他の親族であること
- ② その年の12月31日(死亡した場合は死亡の時)において年齢15歳以上の者であること
- ③ その年を通じ、原則として6カ月を超える期間、青色申告の承認を受けている者の経営する事業にもっぱら従事する者であること

### 届出書提出が大前提

### 青色専従者給与

る期間、青色申告の承認を受けている者の経営する事業に「もっぱら従事」する者」という要件が加わる。

この「もっぱら従事」の境界線はしばしば争点となるが、あいまいなものだ。例えば、大学に通いながら農作業を手伝っているような場合は「もっぱら従事」とは見なされず、日中は事業に従事して夜間、学校に通っているような場合には「もっぱら従事」と見なされる。

届け出た金額が「不当に高い」場合には、適正額を超える部分を必要経費に算入することはできない。それでは、専従者の給料が事業主のものを超えてはいけなからいえば、そういうわけでもない。実態として事業の中心を担っているのが専従者であれば、労務の対価として適正な範囲内である限り問題はない。賞与も同様だ。何が「適正」なのかについては、個別の事情を考慮する必要がある。

農業とアパート経営といったように、同じ青色事業専従者が2種類以上の事業に従事している場合、可能であれば、どちらの業務にどれだけの割合で従事したかを把握しておいてほしい。不明なら均等に従事したものと計算するのが原則だ。このように、身近な人へ給与を支払った時は取り扱いに注意してほしい。

(ランドマーク税理士法人代表・清田幸弘)